

<p>るもの (a) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (b) (a)以外のもの I 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの II 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの III 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの □ 請負代金の変更</p>	○					○ 鳥取地方県土整備局長														
<p>13 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項(同規則第38条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの ○ (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの ○ (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの ○</p>	○	○	○																	
<p>14 同規則第39条第4項の規定による工事内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの ○ (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事 ○</p>	○	○	○																	

に係るもの									
(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの									
イ 建設工事に係るもの									
(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの		○							
(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの									
a 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの		○							
b a以外のもの									
(a) 鳥取県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの				○		鳥取県土整備局長			
(b) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの				○		倉吉地方県土整備局長			
(c) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの				○		米子地方県土整備局長			
ロ 設施工事に係るもの									
(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの			○						
(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの									
a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの			○						
b a以外のもの									
(a) 鳥取県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの				○		鳥取県土整備局長			
(b) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの				○		倉吉地方県土整備局長			

備局の 管轄区 域に係 るもの (c) 米 子地方 県土整 備局及 び日野 総合事 務所の 管轄区 域に係 るもの								○	米子地方県土 整備局長	
15 同規則第10条前段 の規定による工事の 内容の変更等 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの イ 建設工事に 係るもの (イ) 工事費 が6,000万 円以上の工 事に係るも の (ロ) 工事費 が6,000万 円未満の工 事に係るも の a 特殊な 技術を必 要とする 工事又は 営繕費に 係る本庁 舎及び議 会棟の工 事に係る もの b a以外 のもの (a) 鳥 取地方 県土整 備局及 び八頭 地方県 土整備 局の管 轄区 域に係 るもの (b) 倉 古地方 県土整 備局の 管轄区 域に係 るもの (c) 米 子地方 県土整 備局及 び日野 総合事 務所の 管轄区 域に係 るもの ロ 設備工事に 係るもの (イ) 工事費 が2,000万 円以上の工 事に係るも の	○	○	○	○	○	○	○	○	鳥取地方県土 整備局長	○ 倉吉地方県土 整備局長
								○	米子地方県土 整備局長	

<p>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの の a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの b a以外のもの (a) 鳥取県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (b) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (c) 米子地方県土整備局及び丹野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○</p>						<p>○ 鳥取県土整備局長</p>																							
<p>16 同規則第9条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 請負対象総計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象総計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建設工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの b a以外のもの (a) 鳥取県土整備局及び八頭地方県土整備局の管</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>			<p>○ 鳥取県土整備局長</p>																							

<p>轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>					<p>○ 倉吉地方県土整備局長</p> <p>○ 米子地方県土整備局長</p> <p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土整備局長</p> <p>○ 米子地方県土整備局長</p>	
<p>17 同規則第1条の規定による工期の延長の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建設工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>					

<p>の (ロ) 工事費 が6,000万 円未満の工 事に係るも の a 特殊な 技術を必 要とする 工事又は 管轄費に 係る本庁 舎及び議 会棟の工 事に係る もの b a以外 のもの (a) 鳥 取地方 県土整 備局及 び八頭 地方県 土整備 局の管 轄区域 に係る もの (b) 倉 吉地方 県土整 備局の 管轄区 域に係 るもの (c) 米 子地方 県土整 備局及 び日野 総合事 務所の 管轄区 域に係 るもの</p>	<p>○</p>	<p>○ 鳥取地方県土 整備局長</p>
<p>ロ 設備工事に 係るもの (イ) 工事費 が2,000万 円以上の工 事に係るも の</p>	<p>○</p>	<p>○ 倉吉地方県土 整備局長</p>
<p>(ロ) 工事費 が2,000万 円未満の工 事に係るも の a 特殊な 技術を必 要とする 工事に係 るもの b a以外 のもの (a) 鳥 取地方 県土整 備局及 び八頭 地方県 土整備 局の管 轄区域 に係る もの (b) 倉 吉地方 県土整 備局の 管轄区 域に係 るもの (c) 米 子地方 県土整 備局及 び日野 総合事</p>	<p>○</p>	<p>○ 米子地方県土 整備局長</p>
		<p>○ 鳥取地方県土 整備局長</p>
		<p>○ 倉吉地方県土 整備局長</p>
		<p>○ 米子地方県土 整備局長</p>

事務の 管轄区 域に係 るもの									
18 同規則第2条第1 項の規定による工期 の短縮の要求 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
19 同規則第2条第2 項の規定による通常 必要とされる工期に 満たない工期への変 更の要求 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
20 同規則第2条第3 項の規定による請負 代金の変更及び必要 な負担の決定 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
21 同規則第3条の規 定による請負代金の 額の変更の決定 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
22 同規則第5条第5 項の規定による費用 の負担の協議 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
23 同規則第8条第2 項の規定による天災 その他の不可抗力に よる損害の状況の調 査及び確認 (一) 特殊な対応を 必要とする工事又		<input type="checkbox"/>							

	<p>は整備費に係る本庁舎及び協議会棟の工事に係るもの (二) (一)以外のもの の (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局に係るもの (2) 倉吉地方県土整備局に係るもの (3) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所に係るもの</p>						<p>○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 倉吉地方県土整備局長 ○ 米子地方県土整備局長</p>													
<p>24 同規則第10条第1項の規定による設計図書の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>○ ○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>																	
<p>25 同規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>○ ○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>																	
<p>26 同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>○ ○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>																	
<p>27 同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>○ ○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>																	
<p>28 同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び積雪の撤去の請求 (一) 請負対象設計</p>	<p>○</p>																			

<p>金額が5億円以上の の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの</p>	○								
<p>29 同規則第60条第2 項(同規則第56条第 2項において轉用す る場合を含む。)の 規定による請負代金 の支払 (一) 請負対象設計 金額が5,000万円以 上の工事に係る もの (二) 請負対象設計 金額が5,000万円 未満の工事に係る もの (1) 建設工事に 係るもの イ 特殊な技術 を必要とする 工事又は修繕 費に係る本庁 舎及び議会棟 の工事に係る もの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取地 方県土整備 局及び八頭 地方県土整 備局の管轄 区域に係る もの (ロ) 倉吉地 方県土整備 局の管轄区 域に係るもの (ハ) 米子地 方県土整備 局及び日野 総合事務所 の管轄区域 に係るもの (2) 設備工事に 係るもの イ 請負対象設 計金額が 2,000万円以 上の工事に係 るもの ロ 請負対象設 計金額が 2,000万円未 満の工事に係 るもの (イ) 特殊な 技術を必要 とする工事 に係るもの (ロ) (イ)以 外のもの a 鳥取地 方県土整 備局及び 八頭地方 県土整備 局の管轄 区域に係 るもの b 倉吉地 方県土整 備局の管 轄区域に 係るもの c 米子地 方県土整 備局及び 日野総合 事務所の 管轄区域 に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>○ 鳥取地方県土 整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土 整備局長</p> <p>○ 米子地方県土 整備局長</p> <p>○ 鳥取地方県土 整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土 整備局長</p> <p>○ 米子地方県土 整備局長</p>

<p>30 同規則第10条第2項の規定による前金払に係る認定 (一) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (3) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	○	鳥取地方県土整備局長	倉吉地方県土整備局長	米子地方県土整備局長				
<p>31 同規則第11条第2項の規定による請負代金の前金払 (一) 請負対象設計金額が、0.00万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が、0.00万円未満の工事に係るもの (1) 建設工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (ハ) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が、2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が、2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備</p>	○	○	○	○	○	○	○	鳥取地方県土整備局長	倉吉地方県土整備局長	米子地方県土整備局長	鳥取地方県土整備局長

<p>局の管轄 区域に係 るもの b 倉吉地 方県土整 備局の管 轄区域に 係るもの c 米子地 方県土整 備局及び 日野総合 事務所の 管轄区域 に係るも の</p>						<p>○ 倉吉地方県土 整備局長</p> <p>○ 米子地方県土 整備局長</p>											
<p>32 同規則第66条第1 項の規定による工事 の出来形等々の確 認 (一) 特殊な技術を 必要とする工事又 は整備費に係る本 庁舎及び議会棟の 工事に係るもの (二) (一)以外のも の (1) 鳥取地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局に係るもの (2) 倉吉地方県 土整備局に係る もの (3) 米子地方県 土整備局及び日 野総合事務所 に係るもの</p>		○				<p>○ 鳥取地方県土 整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土 整備局長</p> <p>○ 米子地方県土 整備局長</p>											
<p>33 同規則第66条第4 項の規定による請負 代金の部分払 (一) 請負対象設計 金額が6,000万円 以上の工事に係る もの (二) 請負対象設計 金額が6,000万円 未満の工事に係る もの (1) 建設工事に 係るもの イ 特殊な技術 を必要とする 工事又は整備 費に係る本庁 舎及び議会棟 の工事に係る もの ロ イ以外のも の (イ) 鳥取地 方県土整備 局及び八頭 地方県土整 備局の管轄 区域に係る もの (ロ) 倉吉地 方県土整備 局の管轄区 域に係るも の (ハ) 米子地 方県土整備 局及び日野 総合事務所 の管轄区域 に係るもの (2) 設け工事に 係るもの イ 請負対象設 計金額が 2,000万円以 上の工事に係 るもの ロ 請負対象設</p>		○				<p>○ 鳥取地方県土 整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土 整備局長</p> <p>○ 米子地方県土 整備局長</p>											

<p>計金額が 2,000万円未 滿の工事に係 るもの (イ) 特殊な 技術を必要 とする工事 に係るもの (ロ) (イ)以 外のもの a 鳥取地 方県土整 備局及び 八頭地方 県土整備 局の管轄 区域に係 るもの b 倉吉地 方県土整 備局の管 轄区域に 係るもの c 米子地 方県土整 備局及び 日野総合 事務所の 管轄区域 に係るも の</p>	○	○	鳥取地方県土 整備局長
<p>34 同規則第7条第1 項の規定による請負 代金の代理受領の承 認</p>	○	○	倉吉地方県土 整備局長
<p>(一) 請負対象額計 金額が6,000万円 以上の工事に係る もの</p>	○	○	米子地方県土 整備局長
<p>(二) 請負対象額計 金額が6,000万円 未滿の工事に係る もの</p>	○	○	鳥取地方県土 整備局長
<p>(1) 建設工事に 係るもの イ 特殊な技術 を必要とする 工事又は娯楽 費に係る本庁 舎及び施設等 の工事に係る もの</p>	○	○	倉吉地方県土 整備局長
<p>ロ イ以外のも の (イ) 鳥取地 方県土整備 局及び八頭 地方県土整 備局の管轄 区域に係る もの</p>	○	○	米子地方県土 整備局長
<p>(ロ) 倉吉地 方県土整備 局の管轄区 域に係るも の</p>	○	○	鳥取地方県土 整備局長
<p>(ハ) 米子地 方県土整備 局及び日野 総合事務所 の管轄区域 に係るもの</p>	○	○	鳥取地方県土 整備局長
<p>(2) 設備工事に 係るもの イ 請負対象設 計金額が 2,000万円以 上の工事に係 るもの</p>	○	○	鳥取地方県土 整備局長
<p>ロ 請負対象設 計金額が 2,000万円未 滿の工事に係 るもの (イ) 特殊な 技術を必要 とする工事</p>	○	○	鳥取地方県土 整備局長

<p>に係るもの (ロ) (イ)以 外のもの a 鳥取地 方県土整 備局及び 八頭地方 県土整備 局の管轄 区域に係 るもの b 倉吉地 方県土整 備局の管 轄区域に 係るもの c 米子地 方県土整 備局及び 日野総合 事務所の 管轄区域 に係るも の</p>									<p>○ 鳥取地方県土 整備局長</p>																					
<p>35 同規則第30条第1 項及び第30条第1項 の規定による請負契 約の解除 (一) 請負対象額計 金額が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象額計 金額が5億円未満 の工事に係るもの</p>	○																													
<p>36 同規則第2条第1 項の規定による請負 代金の支払 (一) 請負対象額計 金額が5,000万円 以上の工事に係る もの (二) 請負対象額計 金額が5,000万円 未満の工事に係る もの (1) 建築工事に 係るもの イ 特殊な技術 を必要とする 工事又は修繕 費に係る本庁 舎及び議会議 場の工事に係 るもの ロ イ以外のも の (イ) 鳥取地 方県土整備 局及び八頭 地方県土整 備局の管轄 区域に係る もの (ロ) 倉吉地 方県土整備 局の管轄区 域に係るも の (ハ) 米子地 方県土整備 局及び日野 総合事務所 の管轄区域 に係るもの (2) 設備工事に 係るもの イ 請負対象額 計金額が 2,000万円以 上の工事に係 るもの ロ 請負対象額 計金額が 2,000万円未 満の工事に係 るもの (イ) 特殊な</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

<p>成条例(昭 和15年鳥取 県条例第34 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務</p>	<p>の推奨</p> <p>2 同条例第3条第1項の規定による有害図書類の指定</p> <p>3 同条例第4条の2第1項の規定による有害がん具又物類の指定</p> <p>4 同条例第7条第4項の規定による有害図書類又は有害がん具又物類の除去等の命令</p> <p>5 同条例第7条の6第3項の規定による利用カードの除去等の命令</p> <p>6 同条例第22条第1項の規定による資料の提出の要求又は営業等への立入調査等の実施</p> <p>7 同条例第22条第2項の規定による自動販売機の設置場所への立入調査等の実施</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>																																	
略																																			
<p>障 害 福 祉 課</p> <p>一 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同法第10条第1項第1号又は第2号イの規定による市町村の廃棄の実施に関する市町村相互間の連絡調整若しくは援助等の業務の実施又は各市町村の区域を超えた広域的見地からの実態の把握</p> <p>2 同法第12条の3第1項の規定による身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うことの委託</p> <p>3 同法第15条第1項の規定による医師の指定</p> <p>3の2及び4 略</p> <p>5 同法第17条の4第1項の規定による指定居宅介護事業者の指定</p> <p>6 同法第17条の4第2項の規定により算定される居宅生活支援費の請求</p> <p>7 同法第17条の10第1項の規定による指定身体障害者更生施設等の指定</p> <p>8 同法第17条の10第2項の規定により算定される施設訪問等支援費の請求</p> <p>9 同法第17条の21の規定による指定居宅支援事業者からの変更等の届出の受理</p> <p>10 同法第17条の21の規定による指定居宅支援事業者等に対する</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>																																	

